

## 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 5 年度)

### 1 基本情報<共通>

フリガナ	カブシキガイシャ ゼニガタ			
法人名	株式会社 銭形			
法人所在地	〒 600-8357	京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地13		
フリガナ	ウエノ シンジ			
書類作成担当者	上野 真司			
連絡先	電話番号	075-353-4880	E-mail ueno.shin@zenigata-kyoto.com	

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input checked="" type="radio"/> 介護職員処遇改善加算<br>(処遇改善加算) | <input type="radio"/> 介護職員等特定処遇改善加算<br>(特定加算) | <input type="radio"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算<br>(ベースアップ等加算) |
|---|---|---|

### 2 賃金改善計画について<共通>

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
  - 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

#### (1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	22,367,376	円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	22,592,000	円

#### (2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
① 令和 5 年度の加算の見込額	処遇改善加算 <input type="radio"/>	特定加算 <input type="radio"/>	ベースアップ等加算 <input type="radio"/>
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 13,817,000 円	(b) 6,354,000 円	(c) 2,421,000 円

#### 【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

#### (3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input type="radio"/> 要件IV
---	------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方には、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

### 3 介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)		13,817,000 円		<input checked="" type="checkbox"/>	
②賃金改善実施期間		令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 6 月 ( 12 か月 )			
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
	・各月及び賞与で処遇改善手当を支給 (支給額は、資格・経験・職責・業務内容・業務従事時間等を考慮して各人ごとに決定) 「介護職員」:一人当たり月額平均140,000円程度 ※賞与:加算による収入が月額で支給する当該手当の支給額を上回る場合、その差額				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 12 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )				

#### (2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
ロ	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること	<input checked="" type="checkbox"/> ① 研修計画に沿って研修を実施し、人事考察評価シートによって能力評価を行う。
ロ		資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること	<input type="checkbox"/> ②
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/>
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。			
ロ	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	<input type="checkbox"/>
ロ		②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	<input checked="" type="checkbox"/>
ロ		③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	<input type="checkbox"/>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあつた場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。



### (3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。



ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

### (1) ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)	2,421,000 円
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	
介護職員 i ) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	2,178,900 円
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)
	1,452,600 円 ( 121,050 円 )
その他 ii ) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	242,100 円
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)
	161,400 円 ( 13,450 円 )

### (2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 6 月 ( 12 か月 )
賃金改善を行う給与の種類	<p>ベースアップ等 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)</p> <p>上記以外 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。
具体的な取組内容	<p>・各月及び賞与で特別処遇改善手当を支給 (支給額は、資格・経験・職責・業務内容・業務従事時間等を考慮して各人ごとに決定) 「介護職員」:一人当たり月額平均22,000円程度 「その他の職種」:一人当たり月額平均20,000円程度 ※賞与:加算による収入が月額で支給する当該手当の支給額を上回る場合、その差額</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 4 年 5 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )</p>



## (確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。  
※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>	
(2)	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること <input checked="" type="radio"/>
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること <input checked="" type="radio"/>
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること <input checked="" type="radio"/>
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること <input checked="" type="radio"/>

3 処遇改善加算の要件について	
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること <input checked="" type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること <input checked="" type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること <input checked="" type="radio"/>
(2)	具体的な取組内容が記入・選択されていること <input checked="" type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること <input checked="" type="radio"/>
	具体的な仕組みの内容が選択されていること <input checked="" type="radio"/>

4 特定加算の要件について	
(1)	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること <input checked="" type="radio"/>
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること <input checked="" type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること <input checked="" type="radio"/>
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと <input checked="" type="radio"/>
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く) <input checked="" type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること <input checked="" type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること <input checked="" type="radio"/>
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること <input checked="" type="radio"/>

5 ベースアップ等加算の要件について	
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること <input checked="" type="radio"/>
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること <input checked="" type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること <input checked="" type="radio"/>

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること <input checked="" type="radio"/>

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	
	必要な項目が全て選択されていること <input checked="" type="radio"/>



## 別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名	株式会社 錢形
-----	---------

特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)	6,290,820
-----------------------------------	-----------

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	特定加算				介護福祉士配置等要件	算定対象月(f)	特定加算の見込額[円](a×b×e×f)
			都道府県	市区町村					新規・継続の別	算定する特定加算の区分	加算率(e)				
1	2670401039	京都市	京都府	京都市	訪問介護錢形	訪問介護	750,391	10.70	継続	特定加算 I	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	6,070,104	
2	2670401039	京都市	京都府	京都市	訪問介護錢形	訪問型サービス(総合事業)	27,289	10.70	継続	特定加算 I	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 ( 12 ヶ月)	220,716	
3													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
4													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
5													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
6													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
7													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
8													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
9													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
10													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
11													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
12													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
13													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
14													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
15													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
16													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
17													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
18													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
19													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		
20													令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)		

